

売 払 契 約 書

- 1 売 払 の 名 称 令和7年度 ペットボトルバール売払
-
- 2 売 払 価 格 1 tあたりの価格 ¥ 円
-
- 10/100 相当額は代価支払の際に加算する。
- 3 契 約 保 証 金 金 円 又は 北九州市契約規則第25条
-
- 第7項第3号の規定により免除する。
-
- 4 契 約 期 間 令和7年 4月 1日から
-
- 令和8年 3月31日まで
-
- 5 引 渡 場 所 北九州市小倉北区西港町 97-3
-
- (北九州市日明かんびん資源化センター)
-
- 北九州市八幡西区洞北町 7-10
-
- (北九州市本城かんびん資源化センター)
-

上記の売払について、北九州市を売払人とし、 を買受人として、次の条項により売払契約を締結する。

この契約書は、2通作成し、売払人、買受人各1通保有するものとし、この契約は、次のとおり各自それぞれ記名押印したときに確定する。

令和 年 月 日

売払人 北九州市 代表者 北九州市長



買受人

住所

商号又は名称

代表者



(総則)

第1条 売払人の北九州市日明かんびん資源化センター及び北九州市本城かんびん資源化センター（以下「資源化センター」という。）で選別・減容・圧縮・梱包されたペットボトルベール（以下「ベール」という。）を、売払人が買受人に売り渡し、買受人は売払人に売払代金を支払う。

2 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

3 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 この契約に係る訴訟については、売払人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(信義誠実の義務等)

第2条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 買受人は、別添の仕様書及び売払人の指示に基づいて、この契約を履行しなければならない。

(ベールの引渡場所)

第3条 ベールの引渡場所は、資源化センター内の成形品ヤードとする。

(ベールの積込方法)

第4条 ベールの積込みは、売払人又は売払人が指定する者の立会あるいは指示のもとに買受人が行うものとする。

(ベールの搬出)

第5条 ベールの搬出は売払人の指示により行うものとする。ただし、売払人は売払人の都合上やむを得ない事情が生じたときは、搬出時間を変更することができる。

2 買受人は、前項の規定によりベールを搬出する場合において、資源化センターの運転に支障がないよう速やかにベールを搬出しなければならない。また、搬出にあたっては、環境保全上支障のないよう確実な管理、取扱いを行うとともに、売払人の指示に従わなければならない。

(売払量の確認)

第6条 ベールの計量は、資源化センターの公認計量器により行うものとする。ただし、当該計量器が使用できなくなった場合は、売払人が別途指示する。

2 前項の規定により計量を行ったときは、そのつど結果を「搬出計量票」に記入し、売払人、買受人それぞれ1枚ずつ所持するものとする。

(請求及び支払い)

第7条 売払人は、1月毎に、当月分搬出実績に基づき、その翌月15日までに買受人に対し、売払代金（契約単価×搬出総量×110/100）の請求を行うものとする。

なお、重量で1トン未満の端数が生じた場合は、その重量分も価格として算出し、売払人は買受人に請求する。ただし、その際1円未満の端数が生じた場合は切捨てるものとする。

2 買受人は、前項の規定による売払人からの請求を受けたときは、売払人の発行する納入通知書により請求を受けた月の末日までに代金を納入しなければならない。

3 売払人は、買受人が売払代金を前項の期日までに納入しないときは、当該期日

から納入完了日までの日数に応じ、当該代金に北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例に規定する率を乗じて計算した額を遅延利息として徴収する。

(報告義務等)

第8条 買受人は、引取報告書を作成して、毎月10日までに売払人に提出し、引取の結果を報告しなければならない。引取報告書には、引取月日、引取重量、1月の合計引取重量を記載し、1月分の計量票の写しを添付すること。

2 買受人は、買受人がこの契約を履行するために行う作業(以下「業務」という。)に当たって事故が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに売払人に通知するとともに、事故に対し十分の措置を講じなければならない。

3 買受人は、売払人が定める方法以外の方法で業務を実施する必要が生じたとき、又は業務に付随して実施する必要がある業務が生じたときは、売払人に、直ちにその旨を報告し、売払人と協議して業務を実施するものとする。

(調査等)

第9条 売払人は、買受人の業務の実施状況について随時調査し、必要な報告を求め、又は監督するとともに、買受人に必要な指示をすることができる。

(再実施の請求等)

第10条 売払人は、買受人の実施した業務について売払人が定めるところに適合しないときは、買受人にこれを適合させることを請求し、買受人は再実施による履行の追完をしなければならない。

(従事者等の指導・監督等)

第11条 買受人は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)等労働関係法令を遵守するものとし、従事者等に関する指導監督及び人事管理又は労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。

2 買受人は、業務を完全に履行するため、責任者を定め、業務の遂行に当たっての指導監督をさせなければならない。

(損害賠償責任)

第12条 買受人は、業務の実施に当たり、買受人の責めに帰すべき理由により、売払人(売払人の財物を含む。)に損害を与えたときは、売払人に対し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 買受人は、買受人の責めに帰すべき理由により、第三者(売払人の職員を含む。)の身体又は財物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第13条 買受人は、次に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。

(1) 天災地変、暴動その他不可抗力による場合

(2) 建造物、施設若しくは物品(以下「建造物等」という。)自体の瑕疵又は建造物等に係る売払人の管理の瑕疵に基づく場合

(3) 買受人が、業務実施中に売払人(売払人の職員を含む。)の故意又は過失により第三者の身体又は財物に損害を与えた場合

(危険負担)

第14条 業務の実施に当たって、買受人の従事者等が損害を受けたときは、すべて買受人の負担とする。ただし、売払人の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(施設等の供与)

第15条 売払人は、買受人が業務を実施するに当たり、必要と認める範囲の施設及び物件等を買受人に無償で供与するものとする。

2 売払人は、買受人が業務を実施するために直接必要とする電力、用水等があるときは、買受人に無償で供給するものとする。

3 買受人は、前2項に規定するものを除き、業務を実施するために必要な費用をすべて負担するものとする。

(売払人の解除権)

第16条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、買受人に損害を与えても、売払人は、その補償の責めを負わない。

- (1) 業務の実施が著しく不適當若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- (2) 売払人に対し、不法行為（故意又は重大な過失による場合に限る。）を行ったとき。
- (3) 北九州市の登録業者として不適當と認められる行為があったとき。
- (4) この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為があったとき。
- (5) 国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受ける恐れがあり、そのことによりこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- (6) 正当な理由もなく、ベールの搬出を止めたとき。
- (7) 売払人の職員の指示監督に従わなかったとき、又は職務を妨害したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この契約又は北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、売払人に帰属する。

(暴力団関与の場合の解除権)

第17条 売払人は、買受人が、次の各号のいずれかに該当するとき、催告をすることなくこの契約を解除することができる。この場合において、解除により買受人に損害があっても、売払人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等（買受人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、買受人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) 委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 買受人が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

(談合その他不正行為の場合の解除権)

第18条 売払人は、買受人（買受人が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又は買受人の使用人（支店若しくは営業所（常時物品等供給契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で役員を除く。）がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく契約を解除することができる。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条又は第19条の規定に違反したことに對する同法第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

（解除等に伴う措置）

第19条 この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、買受人は、売払人の指定する期間内に、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、売払人が買受人と再度この契約を締結したとき、又は売払人が措置する必要がないと認めた場合はこの限りでない。

(1) 売払人から供与された施設及び物件等があるときは、速やかに原状に復して、売払人に返還又は明け渡しをすること。

(2) 売払人の施設及び物件等にこの契約を履行するために必要な機械器具等を設置している場合、速やかに原状に復して、明け渡しをすること。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第20条 買受人は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保に供してはならない。ただし、売払人の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（委託等の報告）

第21条 買受人は、この契約に基づく一連の工程の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、売払人の定める期日までに書面を提出しなければならない。

2 前項の場合において、売払人が必要と認める場合には、相手方の名称その他売払人が必要と認める事項について、買受人に報告を求めることができる。

（秘密の保持）

第22条 買受人は、業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（緊急時の措置）

第23条 売払人は、この契約の履行に当たり緊急に必要と認めるときは、買受人に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。

（契約の費用）

第24条 この契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

（補則）

第25条 買受人は関係法令を遵守しなければならない。

2 この契約書に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、売払人と買受人が協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、売払人の定めるところによる。